

令和8年度 紙おむつ購入券の利用について

○対象者

区内在住の65歳以上の方または介護保険の第2号被保険者(40～64歳)で、次のいずれかに該当する方

- ①要介護4・5の方
- ②要介護1～3で、かつ認知症のある方
- ③入院中で、上記①・②に準じる状態にある方
- ④身体障害者手帳の等級が1・2級の方
- ⑤愛の手帳の度数が1・2度の方



《荒川区ホームページ》

※介護保険施設に入所している方(特別養護老人ホームに入所中の方で一時的に入院している場合も含む)、生活保護を受給している方、及び「荒川区重度心身障害者(児)紙おむつ購入費助成事業」による助成を受けている方を除く

※第2号被保険者は、①～③のいずれかに該当した場合のみ対象

※次のようなことが判明した場合は、支給決定が取り消しとなります。

購入券を他人に譲渡した場合、購入できる品目以外を購入した場合、その他不正使用の場合

○助成内容

紙おむつ購入券を支給します。3カ月ごとに郵送にてお送りします。

非課税の方 …月額 **7,800円** (額面**2,600円**の購入券3枚)

課税の方 …月額 **3,900円** (額面**1,300円**の購入券3枚)を限度として支給します。

おむつ券	発送月	おむつ券	発送月
4・5・6月分	3月末	10・11・12月分	9月末
7・8・9月分	6月末	1・2・3月分	12月末

額面の1割分の自己負担金が発生します

【例】2,700円の紙おむつを、額面2,600円の購入券で購入する場合

(額面の1割)260円+ (購入代金と額面の差額)100円=(自己負担分)360円

○購入方法

購入券に同封した「購入指定店一覧表」の店舗で購入してください。

※おつりは出ません。

※購入できる品目:おむつカバー、フラットタイプ型、はくパンツタイプ型

テープ止めタイプ型、パットタイプ型、防水シート(使い捨て可)

○変更手続

利用者の状況に変更があった際、まずは必ず、お電話にてご連絡ください。

荒川区役所 高齢者福祉課 高齢者福祉係 【2階⑤番窓口】

☎ 03(3802)3111 内線 **2675**



入院・施設入所しました

おむつ代助成へ

おむつ代(現金)助成に変更します

下記◎の提出をもって変更が完了となります
◎変更する月分(1か月3枚)の購入券を返却
◎「(振込先口座)登録申請書」を提出

【例】8月分からおむつ代助成に変更の場合
お渡ししている8月分以降、すべてのおむつ券
をご返却いただきます。
※届出月の前月分まで遡及して変更可能です

介護老人保健施設に入所しました

停止(再開)

介護老人保健施設に入所期間中は、
おむつ券の助成は停止となります。
(ご退所の際も、必ずご連絡ください。)

- ・特別養護老人ホームに入所
- ・区外転出・死亡しました
- ・生活保護を受給開始しました

廃止

おむつ券の助成は廃止となります。

親族宅(別居)や施設に送付してほしい

送付先変更

希望する送付先をご連絡ください。

住民税、非課税(課税)となりました

助成額変更

助成額を変更します。

ご連絡いただかないと変更になりません。

(4-9月分)は、令和7年度の課税状況、
(10-3月分)は、令和8年度の課税状況で助成額を決定。